

## 令和3年度森林審議会(第1回森林保全部会) 資料目次

議事1「合同会社Blue Power仙台大倉が行う再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電)の設置」に係る林地開発許可について

頁	題名	備考
<b>申請書関係</b>		
1	林地開発許可申請書	
2～3	法人登記簿	
4～5	再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請書類等	
6	系統連系承諾書の名義変更	
7～9	事業計画書	
10	資金計画書	
11	仙台大倉太陽光発電所事業条件付投資確約書	
12	お見積書	
13	工事工程表	
14	防災調整池設置に関する協議	防災調整池設置指導要綱
15～18	仙台市意見書	
19～20	仙台市意見書に対する回答書	
<b>図面関係</b>		
21	位置図	
22	林班図重合図	
23	現況図	
24	林齢区分図	
25	土地利用計画図	
26	造成計画平面図	
27～29	造成断面図	
30	標準断面図	
31	盛土法面築造断面図	
32	雨水排水計画平面図	
33	開発計画平面図	
34～36	調整池計画図	
<b>その他</b>		
37	写真位置図	
38～41	現地写真	
42～43	林地開発許可審査調書	

様式第1号（第2条関係）

## 林地開発許可申請書

令和 2 年 11 月 9 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

申請者住所 東京都港区赤坂二丁目16番8号  
合同会社 Blue Power 仙台大倉  
代表社員 株式会社ブルーキャピタルマネジメント  
職務執行者 原田 秀雄  
電話 03-3568-1710

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	宮城県仙台市青葉区大倉字丸谷地12番1 外1筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	(開発行為をしようとする森林の面積 19.1353 ヘクタール) 11.3914 ヘクタール
開発行為の目的	再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）の設置
開発行為の着手 予定年月日	許可の日から
開発行為の完了 予定年月日	許可の日から24カ月
備考	別紙のとおり

### 注意事項

- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。



## 履歴事項全部証明書

東京都港区赤坂二丁目16番8号  
 合同会社Blue Power 仙台大倉

会社法人等番号	0104-03-021235	
商号	合同会社Blue Power 仙台大倉	
本店	東京都港区赤坂二丁目16番8号	
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	令和1年8月1日	
目的	1. 太陽光による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売 2. 太陽光に関する発電設備・システムの輸入、販売及び施工 3. 太陽光発電に関するコンサルタント業務 4. 前各号に付帯する一切の業務	
資本金の額	金10万円	
社員に関する事項	業務執行社員 株式会社ブルーキャピタルマネジメント	
	東京都港区赤坂二丁目16番8号 代表社員 株式会社ブルーキャピタルマネジメント 東京都港区赤坂二丁目17番50-4303号 職務執行者 原田秀雄	
	東京都港区赤坂二丁目16番19号 代表社員 株式会社ブルーキャピタルマネジメント 東京都港区赤坂二丁目17番50-4303号 職務執行者 原田秀雄	令和 2年10月30日本店移転 令和 2年11月13日登記
登記記録に関する事項	設立 令和 1年 8月 1日登記	



東京都港区赤坂二丁目16番8号  
合同会社Blue Power仙台大倉

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

令和 3年 1月28日

東京法務局港出張所  
登記官

高 野 晃



整理番号 K386774

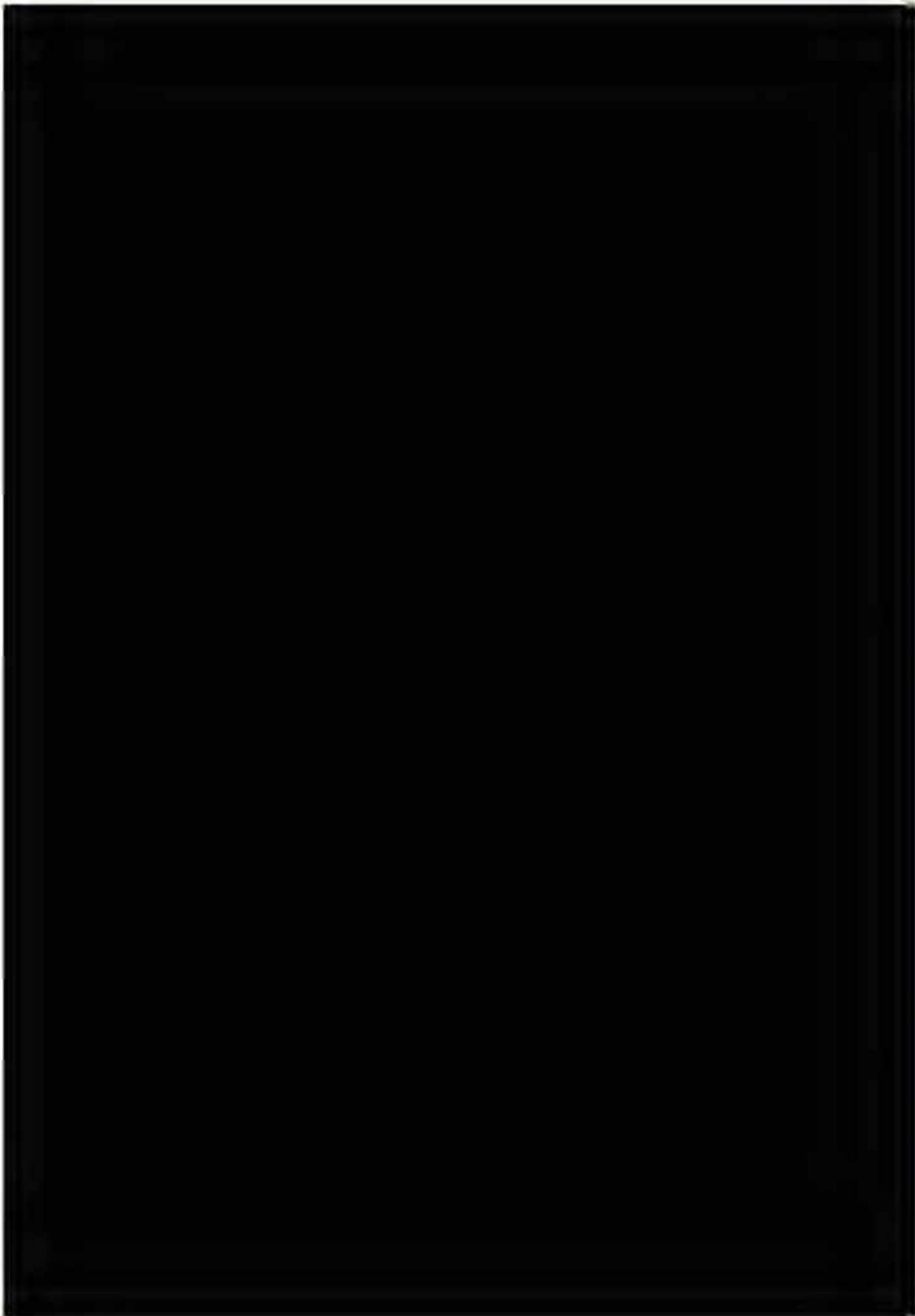
\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

## 事務事業の改善のための「事業についての許可状況」

当該行政文書には、合同会社Blue Power仙台大倉が各種の事務を処理する際の「事業についての許可状況」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。







様式第2号（第2条関係）

事業計画書

面積	事業区域面積		19.1353 ha					
	開発行為をしようとする森林の面積		19.1353 ha					
	開発行為に係る森林の面積		11.3914 ha					
用地面積 ha	用地の現況 転用後の用途	地域森林計画 対象民有林	地域森林計画 対象外民有林				計	比率 (%)
		平場(パネル)	6.7726				6.7726	35.40
	平場(造成森林)	0.2112				0.2112	1.10	
	法面(パネル)	0.7620				0.7620	3.98	
	法面(造成森林)	1.5804				1.5804	8.26	
	調整池	0.5289				0.5289	2.76	
	進入路	0.6930				0.6930	3.62	
	進入路法面緑地	0.4666				0.4666	2.44	
	場内通路	0.2124				0.2124	1.11	
	構造物	0.1643				0.1643	0.86	
	小計	11.3914				11.3914	59.53	
	残置森林	7.7439				7.7439	40.47	
	小計	7.7439				7.7439	40.47	
	計	19.1353				19.1353	100.00	
	比率 (%)	100.00				100.00		
林況	樹種及び混合歩合 その他広葉樹 (100) 林 齢 27~77年生 生育状況 普通							
地形・地質	地形	標高 320 m ~ 500 m 平均傾斜度 7度						
		地形の特徴 傾斜のある山林						
	地質	地質時代 新第三紀~新四紀 基岩名等 軽石凝灰岩、火山礫凝灰岩						
		土壌 崩積土						
防災工事の設計方針								
土工関係	総切取量	177,816 m <sup>3</sup>	最大切取高	22.0m	切取法面勾配	1 : 0.5~1.8		
	総盛土量	177,754 m <sup>3</sup>	最大盛土高	9.0m	盛土法面勾配	1 : 1.8		
	残土処理の方法	搬出残土なし (別紙③参照)						

<p>災 害 防 止 対 策</p>	<p>防止対策工種、数量、貯砂能力等</p> <p>切土法面は 1 : 1.2~1.8 (モルタル吹付 1 : 0.5) の勾配で切取し、盛土法面は 1 : 1.8 の勾配とする。直高 5.0m毎に小段 (1.5~2.0m) を設ける。切土、盛土法面には縦排水を設置するとともに、小段にも排水路を設置し表面水を処理する。また、法面の保護としてパネル設置部は種子吹付、その他の法面には厚層基材吹付により早期緑化及び植生の安定化を行う。</p> <p>場内平場の地表面には、伐採木のチップを敷き表面浸食対策を行う。</p> <p>場内の排水対策として、各所に U 字溝及びコルゲートパイプ等の排水施設 (L=6,948m) を設置。場内で集水された雨水を調整池(1箇所：16,871 m<sup>3</sup>)へ導水し濁水を沈殿させた後、場外の普通河川 (管理者：仙台市河川課) へ放流する。なお、工事開始時から段階に合わせ仮設沈砂池を設置し、場外への災害防止を図る。施工方法については施工手順書を参照。</p>
<p>残 置 森 林 及 び 造成する森林等の計画及び維持管理方法</p>	<p>進入路及び調整池を除く事業区域周辺には、30m以上の残置森林及び造成森林を確保する。また、造成森林区域は樹高 1.0m以上の樹木 (切土部：アカマツ、盛土部：コナラ) を 2,000 本/ha で植栽する。残置森林と造成森林の維持管理は、開発中及び太陽光発電事業中は事業者が管理し太陽光発電事業終了後は森林所有者が維持管理を行う。</p>
<p>一 時 的 利 用 の 場 合 は 利 用 後 の 原 状 回 復 方 法</p>	<p>売電は FIT 法に基づく 2040 年 3 月末以降も設備の更新を行いながら発電所を継続する。発電所を終了する場合は、申請者が責任を持って法令に基づき撤去し、撤去後の敷地は緑化とする。</p>
<p>当 該 森 林 の 水 源 かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況</p>	<p>飲料水使用住宅数・・・・・・・・なし          水資源依存農地・・・・・・・・なし          漁業関係に関する影響の有無・・・・・・・・なし          防火用水等に関する利用の有無・・・・・・・・なし</p>
<p>周 辺 地 域 へ の 影 響 及 び 住 民 生 活 へ の 配 慮 等</p>	<p>○事業区域から退場する際はタイヤの土砂付着を確認し、汚れを落としてから林道へ出る事とする。林道内では時速 20km を超えないよう走行する。</p> <p>○作業時間は 8 時～17 時を厳守し、地域住民の安息時間帯の作業は行わないよう配慮する。土工重機や資材・設備製品を搬出入する際は、要所に交通警察員を配置する。</p> <p>○建設機械は排出ガス対策型機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用する。</p> <p>○工事の前後で公道の写真を撮影し、当該事業による公道破損の場合には事業者が責任を持って修復する。</p> <p>○近隣住民への説明会は、事業区域周辺の町会長と協議の上、要望のあった下倉町内会に対し令和 2 年 6 月 14 日に行った。また、週単位での通行計画を標識等で事前にお知らせする。</p>

その他特に 配慮した事項	<p>○現況の地形を利用し、土地を有効活用する上で一部の残置森林を 30m確保できないが、30mに不足する箇所については造成森林とすることにより環境の保全を確保する。</p> <p>○パネル設置個所の周囲に残置森林を配置し、出来るだけ人目につかない場所を選定した。また、太陽光パネルについては出来る限り反射の少ないものを使用する。</p>
-----------------	---

## 事務事業の改善のための「資金計画書」

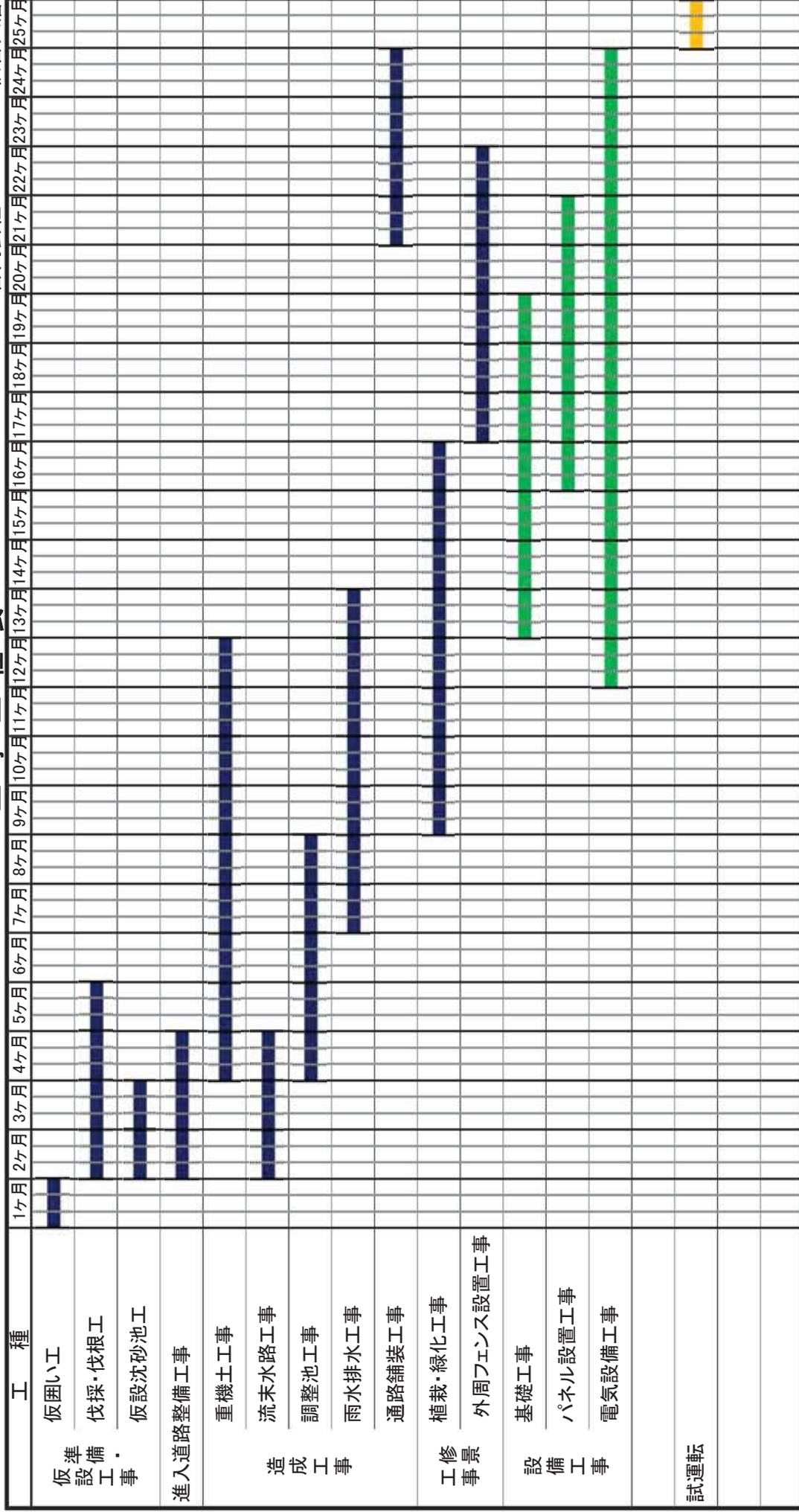
当該行政文書には、合同会社Blue Power仙台大倉が各種の事務を処理する際の「資金計画書」が記載されている。これは事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公開することにより、当該企業等の事業活動が損なわれると認められるため、3枚を非開示とする。







工事工程表



河 第 1 5 1 号  
令和 3 年 6 月 4 日

合同会社 Blue Power 仙台大倉 代表取締役 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



防災調整池設置に関する協議について（回答）

令和 3 年 4 月 2 2 日 付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

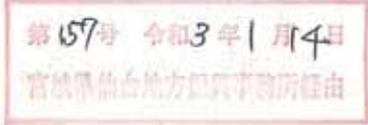
当該開発行為（A = 1 1 . 6 1 ha）に係る防災調整池設置計画については、異議ありません。

項 目	指 示 事 項
	指示事項なし  開発地：仙台市青葉区大倉字向大倉山 事業名：[仮称] 仙台大倉太陽光発電所計画

担 当：土木部河川課企画調査班 吉水  
連絡先：022-211-3173 / FAX：022-211-3197  
住 所：980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1  
E-mail：kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp（班代表）

R2 経農土第 2158 号  
令和 3 年 1 月 13 日

宮城県知事 村井嘉浩 様  
(仙台地方振興事務所扱い)



仙台市長 郡 和子



林地開発の許可について (回答)

令和 2 年 1 1 月 1 9 日付け仙振第 3 4 8 4 号で照会のあったこのことについては、下記のとおり回答します。

記

森林法第 1 0 条の 2 第 6 項による市長の意見：別紙のとおり

担当：経済局農林部農林土木課 長谷川  
電話 2 1 4 - 8 2 6 4



(環境局環境共生課)

本事業計画書では、事業区域の面積が 19.6521ha となっているものの、先行して手続きを実施した杜の都の風土を守る土地利用調整条例においては、事業区域の面積が 19.5103ha となっており、事業区域の面積に増加がみられる。また、これら手続きにおいては、事業区域の面積に送電施設を設置するための用地が含まれていない。

一方、仙台市環境影響評価条例の対象となる規模要件は、太陽光発電所の敷地の面積が 20ha 以上となっており、この敷地の面積には、送電施設を設置するための用地も含むこととしている。

これらのことから、本事業に係る敷地の面積について、速やかに当課と協議を行うとともに、敷地の面積が 20ha 以上となる場合には、適切に環境影響評価手続きを実施すること。

(環境局環境対策課)

大気係】

粉じんについて、周辺より苦情のないよう作業を行って下さい。

【水質係】

- ・ 工事及び供用後の濁水に注意して下さい。
- ・ 場内の雨水を全て雨水調整池に集水させること。
- ・ 雨水調整池の容量が土質をふまえた濁水防止の観点から十分なものであるか、放流先の水路管理者等と協議すること。
- ・ 土壤汚染対策法第 4 条に該当する場合は、工事着手の 30 日前までに届出すること。
- ・ 汚水（処理したものを含む）の排出がある場合、広瀬川の清流を守る条例の許可申請の手続きをすること。

【推進係】

騒音・振動について、周辺より苦情のないよう作業を行って下さい。

(都市整備局都市景観課)

1) 景観計画について

当該計画の実施予定区域は、仙台市「杜の都」景観計画における〔自然景観（山並み緑地ゾーン）〕に該当しております。計画にあたっては、景観形成の方針及び行為の制限の内容に沿うような配慮をお願いいたします。

また、建築物の建築等及び工作物の建設等の際は、規模により届出が必要な場合がありますので、ご確認下さい。

2) 屋外広告物条例について

当該事業の実施予定区域は、仙台市屋外広告物条例で定める〔第一種許可地域〕に該当しております。適用除外に該当するものを除き、屋外広告物の掲出には許可が必要となりますので十分にご留意下さるようお願いいたします。



(都市整備局開発調整課)

○杜の都の風土を守る土地利用調整条例について

当該事業につきましては、令和2年10月22日に協定を締結しております。今後、計画を変更される際には、事前に当課と協議願います。

○都市計画法第29条に規定する開発行為の許可について

建築行為が伴わないことから、手続きは不要です。

○宅地造成等規制法について

宅地造成工事規制区域外であるため、手続きは不要です。

(建設局道路管理課)

工事車輛の通行に伴い、道路及び施設構造物を破損、汚損または第三者に迷惑を掛けた場合は開発行為者の責任において速やかに復旧すること。

(建設局百年の杜推進課)

当該事業地は「仙台市みどりの基本計画」において自然環境の保全・再生を基本方針とする区域に位置付けておりますので、当該事業の計画に際しては本計画の趣旨をご理解いただき、可能な限り森林を保全し、自然環境に極力配慮した計画としていただくよう求めます。

また、当該事業に係る行為が杜の都の環境をつくる条例第29条第1項の規定に掲げる行為に該当する場合は、同条例第27条第1項の規定により、同条例施行規則第27条の規定に従い土地または敷地面積の20%以上の緑化を図らなければなりません。また、同条例第29条第1項の規定により、あらかじめ緑化計画書を市長に提出し、その認定を受けなければなりません。なお、緑化は樹木により行うことを基本としてください。

(水道局施設課)

開閉所用地及び自営線の一部が浄水場の水源流域に位置していることから、工事施工時及び完成後においても事業区域外への汚濁水の流出防止及び、適正な施設の維持管理に配慮するようお願いする。

(経済局農林土木課)

整備係 事業区域に隣接して「農業用に供する施設(ため池他関連施設)」がありますので農林土木課との協議が必要となります。なお、当施設に雨水排水等の利用はできませんのでご承知ください。また、事業実施に際しては、周辺の農地等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じられますようお願い致します。

林務係 事業区域に林道芋沢線が含まれておりますので整備方法や管理方法等詳細に

ついて林務係と協議してください。

また、林道夜盗沢奥武士線に自営線を埋設する場合、または電柱を建立する場合は、手続きが必要になることがありますので林務係と協議してください。

なお、事業の実施に伴い、道路及び施設構造物を破損、汚損または第三者に迷惑を掛けた場合は開発行為者の責任において速やかに復旧対応すること。

令和 3 年 2 月 4 日

宮城県知事 村井嘉浩 様

森林法第 10 条の 2 第 6 項による市長の意見に対する回答

住 所 東京都港区赤坂二丁目 16 番 8 号  
合同会社 Blue Power 仙台大倉  
代表社員 株式会社ブルーキャピタルマネジメント  
職務執行者 原田 秀雄  
電 話 03-3568-1710

令和 3 年 1 月 13 日付けの市長の意見に対し、別紙のとおり回答いたします。

連絡先  
住所  
担当者



別紙

令和元年 11 月 19 日「資料提供等依頼に関する回答書」及び、仙台市各課との調整協議結果に基づき、以下の通りといたしました。

開発事業の名称	〔仮称〕仙台大倉発電所計画
<p>(環境局環境共生課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・送電施設を含めた用地について、20ha を超えない面積となる事を提示いたします。</li><li>・今後、事業区域が変更になる場合には再度協議いたします。</li></ul> <p>(環境局環境対策課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・粉塵、騒音、振動による苦情のないよう作業を行います。</li><li>・濁水流出には十分注意をし、場内雨水はほぼ全て調整池へ集水します。また、水路管理者との協議は随時行っております。</li><li>・汚水の排出はありません。</li></ul> <p>(都市整備局都市景観課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・景観については、仙台市「杜の都」景観計画に沿うような配慮をいたします。</li><li>・屋外広告の掲出予定はございません。</li></ul> <p>(都市整備局開発調整課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協定締結済みの事業であるため、計画変更の際には再度協議いたします。</li></ul> <p>(建設局道路管理課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・工事車両通行の際は汚損及び第三者への影響があった場合には、速やかに復旧いたします。</li></ul> <p>(建設局百年の杜推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「仙台市みどりの基本計画」に沿い、自然環境に極力配慮した計画としております。</li><li>・「杜の都の環境をつくる条例」に沿い、緑化計画を行っております。</li></ul> <p>(水道局施設課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該開閉所用地及び自営線の工事においては事業区域外への汚濁水の流出防止に努め、完成後においても適正な施設の維持管理に十分配慮いたします。</li></ul> <p>(経済局農林土木課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当該事業区域に隣接するため池については農林土木課と協議いたします。また、事業を行うにあたり周辺の農地等へ支障を及ぼさないよう配慮いたします。</li><li>・当該事業区域内林道及び自営線を埋設する林道については、必要な手続き等について協議を行っております。</li></ul>	



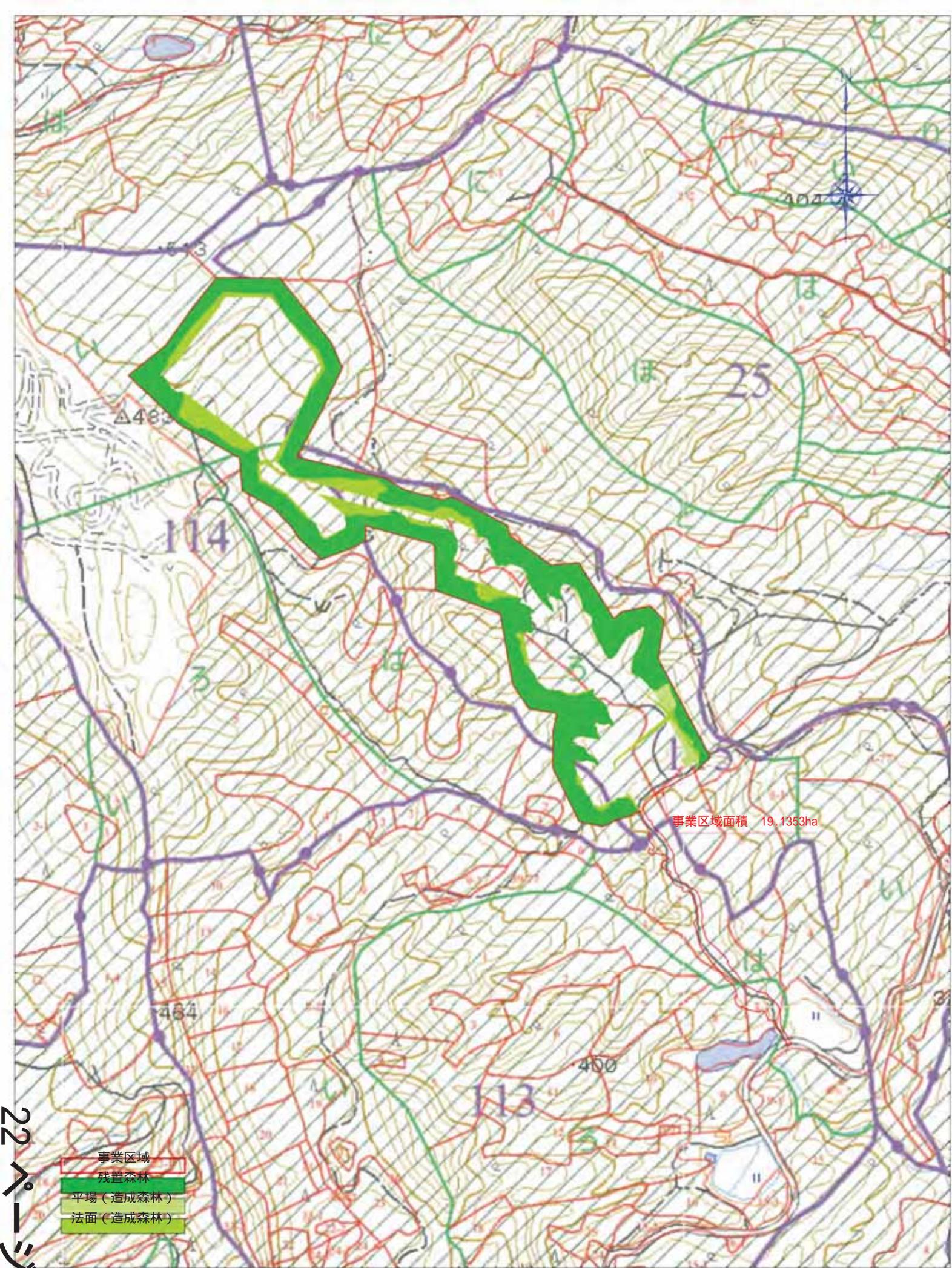
(仮称) 仙台大倉発電所計画  
合同会社 Blue Power 仙台大倉

当該図面の現況図は、国土地理院発行地形図(S=1/25,000)を使用しています。

位置図 S=1:25,000

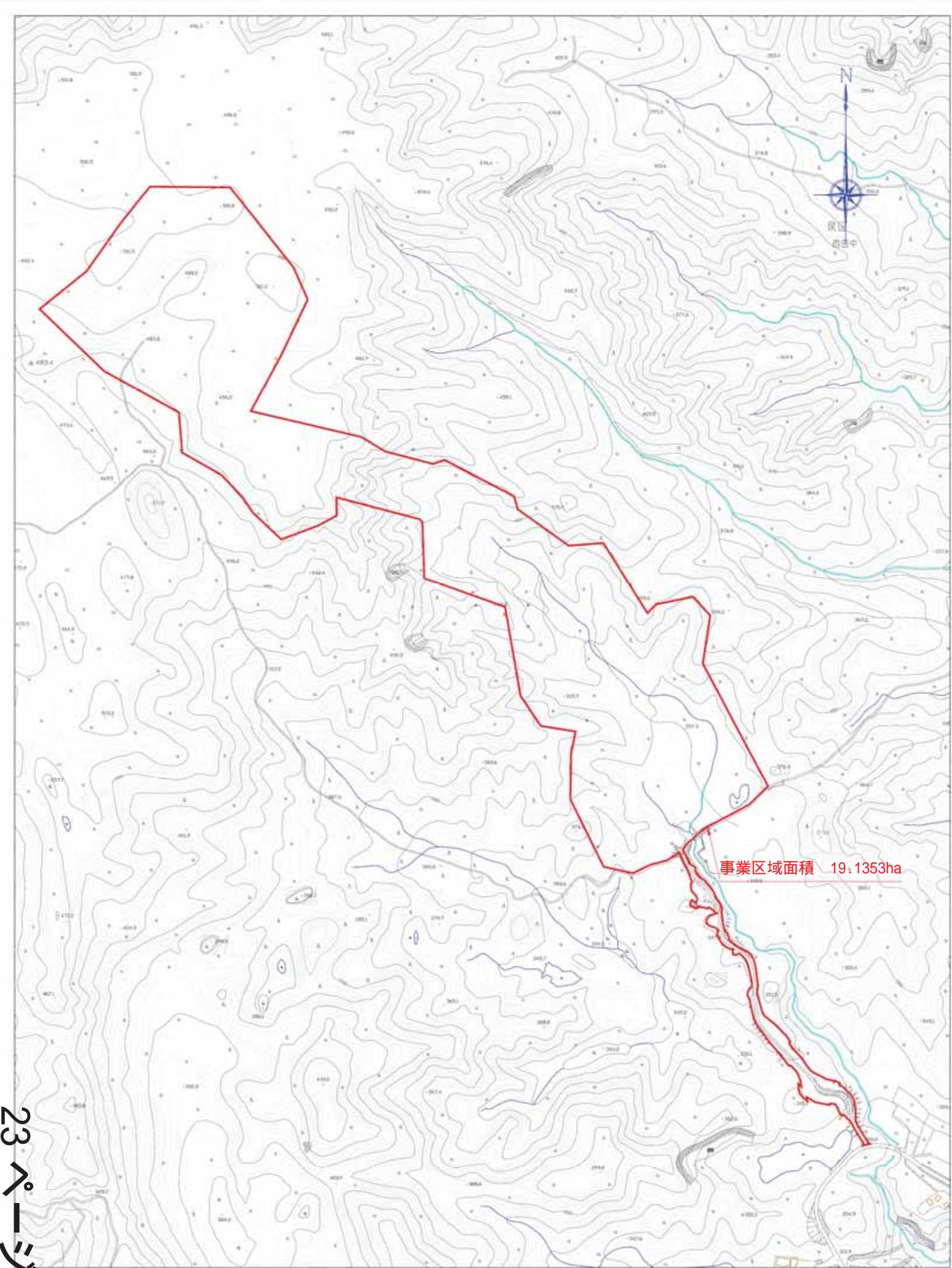
2021. 8. 19.

21



22





事業区域面積 19.1353ha

23



